

# デュッセルドルフ日本商工会議所定款

(1966年2月27日 登記)

(1972年5月29日 改正認可)

(1995年5月08日 改正認可)

## 第一章 総則

### 第1条 (目的)

本商工会議所は、ドイツ連邦共和国において経済事業を営む日系法人の共同社会を基盤とし、会員共通の利益に関する諸案件の解決、また推進を図り、もって日本国とドイツ連邦共和国との間の経済、通商の発展及び親善の推進に寄与することを目的とする。

### 第2条 (名称)

本商工会議所は、デュッセルドルフ日本商工会議所(e.V.)と称する。

### 第3条 (人格)

本商工会議所は、ドイツ民法の規定に基づく社団法人とする。

### 第4条 (事務所)

本商工会議所の事務所をノルトライン・ヴェストファーレン州(以下 NRW 州と略記)デュッセルドルフ市に置く。

### 第5条 (事業内容)

本商工会議所は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 1) 本商工会議所としての意見を公表し、必要に応じて関係先と協議または折衝すること。
- 2) 経済上の諸問題に関する情報及び資料を収集し、及び刊行を行うこと。
- 3) 経済上の諸問題に関する講演会及び講習会を開催すること。
- 4) 日本経済の紹介行事を主催し、賛助し、また見本市、展示会等の開催を斡旋すること。
- 5) 全独にまたがる事項については各地区所在の邦人団体との連絡協議を行うものとする。
- 6) 会員名簿及び会報を作成し、配布すること。
- 7) 会員相互の親睦を図ること。
- 8) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第二章 会員及び特別会員

### 第6条 (会員及び特別会員の資格)

1. NRW 州内に工場、営業所又は事務所を有する経済事業を営む日本の法人及びその現地法人、組合、公法法人及び経済団体は、本商工会議所の会員となることができる。

2. 前項に掲げるもののほか、NRW 州内外にある経済事業を営む者又は法人であって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは特別会員となることができる。

#### 第7章（加入）

会員又は特別会員になることを希望する者は、別に定める手続きに従い加入の申し込みを行い、理事会がその諾否を決定する。

#### 第8章（加入金及び会費）

前条の規定により理事会の承諾を得た者は、別に定める加入金及び会費を納めたときに本商工会議所の会員又は特別会員となる。

#### 第9条（会員の表決権及び選挙権）

1. 会員は各々1個の表決権及び選挙権を有する。
2. 会員は予め通知のあった事項について、会員が署名した書面又は正式に委任した代理人をもって、前項に掲げる権利を行使することができる。
3. 特別会員は表決権及び選挙権を有しない。

#### 第10条（会員の被選挙権）

1. 会員の代表者は、本商工会議所の会頭、副会頭、理事又は監事に選出される権利を有する。
2. 特別会員は、前項に掲げる権利を有しない。

#### 第11条（特別会員の権利）

特別会員は、会員総会に出席して意見を述べることができる。

#### 第12条（会員権の停止）

本商工会議所は、会員又は特別会員であって、会費の滞納が6ヶ月以上に及ぶものその他会員又は特別会員たる義務を怠ったものに対して、理事会の議決を経て、その権利の行使を停止することができる。

#### 第13条（脱退および地位の喪失）

1. 会員又は特別会員は、申し出の翌月末をもって、本商工会議所を脱退することができる。
2. 前項に掲げる場合のほか、会員又は特別会員は次の場合にその地位を失う。
  - 1) 会員または特別会員たる資格を喪失した場合。
  - 2) 死亡または解散した場合。
  - 3) 1年以上にわたって会費の納入を怠った場合。
  - 4) 除名された場合。

#### 第14条（除名）

本商工会議所は、次の各号の一に該当する会員又は特別会員を理事会の決議によって、除名することができる。

- 1) 会員又は特別会員たる義務を怠った者。
- 2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的の遂行に反する行為を行った者。

### 第三章 役員

#### 第15条（役員）

本商工会議所に次の構成からなる理事会を置く。

会頭 1名

副会頭 若干名

理事 適当数

理事会の他に2名の監事を置く。

#### 第16条（役員職務）

1. 会頭及び副会頭はドイツ民法の規定に基づく役員会を構成する。
2. 会頭は本商工会議所を代表し、所務を総理する。
3. 副会頭は、会頭を補佐し、予め会頭の定める順位により、会頭に事故あるときは、単独でその職務を代行し、会頭が欠けたときは、その職務を行う。
4. 理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を処理する。
5. 本商工会議所に、会頭の推薦により、理事会の承認を経て、理事の中から相談役を置くことができる。相談役は会頭の個別諮問事項に関し助言及び補佐を行う。
6. 監事は、本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

#### 第17条（役員任免）

1. 会頭、副会頭、理事及び監事（補欠を含む）は会員総会において、会員代表者のうちから選任し、または解任する。
2. 理事会は、会頭、副会頭、又は理事が欠けたときは、これら補欠を選任することができる。ただし、ドイツ民法の規定に基づく役員補欠については次回の会員総会において、その同意を得るものとする。

#### 第18条（役員任期）

1. 役員任期は1年とする。ただし、再任を防げない。
2. 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
3. 補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

## 第四章 会員総会

### 第19条（機構）

1. 本商工会議所に会員総会を置く。
2. 会員総会は会員全員をもって構成する。

### 第20条（招集）

1. 会員総会は通常会員総会及び臨時会員総会の2種類とし、会頭は年1回通常会員総会を招集しなければならない。
2. 会頭は必要があると認めるときは、理事会の同意を得て、臨時会員総会を招集することができる。
3. 会員が全会員数の1/10以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して臨時会員総会の招集を請求したときは、会頭は、速やかに臨時会員総会を招集しなければならない。
4. 会員総会の招集は、少なくとも会日の7日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を、事務局に登録された最新の住所宛に書面をもって通知しなければならない。この場合の日数には本通信の発信日と会員総会当日は含まれない。

### 第21条（会員総会の決議事項）

次に掲げる事項は会員総会の議決を得なければならない。ただし、第6号及び第7号の事項については、会員総会の議決を経て理事会に委任することができる。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 加入金及び会費に関する規約の設定、変更及び廃止
- 4) 会頭、副会頭、理事及び監事(補欠を含む)の選任及び解任並びに会頭、副会頭の補欠選任に対する同意
- 5) 決算関係書類の承認
- 6) 解散後における財産処分方法の決定
- 7) 事業計画及び収支予算の決定及び変更

### 第22条（議長）

会員総会の議長は会頭をもってあてる。

### 第23条（議事）

1. 会員総会は会員総数の過半数の出席をもって成立する。
2. 会員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 会員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
4. 議事録には、会員総会の議長が署名しなければならない。

## 第五章 理事会

### 第24条（理事会）

1. 本商工会議所に理事会を置く。
2. 理事会は会頭、副会頭並びに理事をもって構成する。
3. 会頭が必要があると認めるとき、又は 1/3 以上の理事から要求があったときは、会頭は時期及び場所を定めて理事会を招集しなければならない。
4. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決権を有しない。

### 第25条（理事会の決議事項）

1. 次に掲げる事項は、理事会の議決を得なければならない。
  - 1) 会員総会に提案すべき事項
  - 2) 第21条（会員総会の決議事項）第6号及び第7号に掲げる事項であって会員総会の委任を受けた事項
  - 3) 会員又は特別会員の加入及び除名の諾否
  - 4) 部会及び委員会の新設、名称の変更、廃止並びに決議の承諾
  - 5) 事務局及び職員に関する事項
  - 6) その他本商工会議所の業務遂行に必要な事項
2. 下記事項に関しては適宜役員会（会頭・副会頭会議）を開催、その結果に従い業務を処理することができる。ただし理事会の事後承認を得ることとする。
  - 1) 会員・特別会員の加入
  - 2) その他特に緊急を要する理事会の決議事項

## 第六章 部会及び委員会

### 第26条（部会）

1. 本商工会議所に、会員が営んでいる事業の適切な改善・発展を図るため必要な部会を置く。
2. 会員は、理事会の承認を得て、その営む業務に係わる部会に加入することができる。

### 第27条（部会長及び副部会長）

1. 部会に部会長1名及び副部会長3名以内を置く。
2. 部会長及び副部会長は、部会に属する会員の代表者の互選により選任し、会頭が理事会の承認を得て委嘱する。

### 第28条（部会の決議の効力）

部会の決議は、理事会の承認を得て、本商工会議所の決議とすることができる。

第29条（準用規定）

第18条(役員の任期)の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

第30条（委員会）

本商工会議所に、その目的達成に必要な事項を処理させるために、理事会の議決を得て、委員会を置くことができる。

第31条（委員会の組織）

1. 委員会に委員長1名及び委員若干名を置く。
2. 委員長及び委員は、会頭が理事会の承認を得て委嘱する。

第32条（理事会への報告）

部会長及び委員長は部会及び委員会の業務処理状況を理事会に報告するものとする。

## 第7章 評議顧問及び評議顧問会

第33条（評議顧問）

1. 評議顧問は NRW 州以外の特別会員の中から推薦された者を理事会の議決を経て、会頭がこれを委嘱する。
2. 各地域の評議顧問は若干名とする。

第34条（評議顧問会）

1. 本会議所に理事会の議決を経て評議顧問会を置くことができる。
2. 評議顧問会は主として各地域間の連携に係る意見交換、連絡を行なう。
3. 評議顧問会は会頭に指名された NRW 州の代表及び各地域の評議顧問をもって構成する。

## 第八章 事務局

第35章（事務局）

本商工会議所に事務局を置く。

第36条（事務局及び職員）

1. 事務局に事務総長1名のほか、必要な職員を置く。
2. 事務総長は会頭の命を受け所務を処理する。事務総長の所務は別に定めるところによる。
3. 事務総長は、会頭が理事会の同意を得て任免する。

## 第九章 管理

### 第37条（定款その他の書類の備付及び閲覧）

1. 会頭は定款、規約及び会員総会の議事録を本商工会議所の事務局に備えて置かなければならない。
2. 会頭は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは正当な理由なくして、これを拒んではならない。

### 第38条（決算関係書類の提出、備付及び閲覧）

1. 会頭は毎事業年度、通常会員総会が開催される 1 週間前までに前年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 収支決算書
  - (4) 財産目録
2. 監事は、前項の規定により、書類の送付を受けたときは、通常会員総会が開かれる日の前日までに、意見書を会頭に提出しなければならない。
3. 会頭は、前項の監事の意見書を添えて、第1項の書類を通常会員総会に提出し、その承諾を求めなければならない。
4. 会頭は、会員が第1項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由なくして、これを拒んではならない。

## 第十章 会計

### 第39条（事業年度）

本商工会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

### 第40条（収入）

本商工会議所の経費は、会費、加入金その他の収入をもってあてる。

### 第41条（会費）

1. 会費は毎事業年度 2 回の別に定める納期に徴収する。
2. 既納の会費及び加入金は、如何なる理由がある場合においても返納しない。

## 第十一章 解散及び清算

### 第42条（解散）

本商工会議所は会員総会の決議により解散する。

### 第43条（清算人の選定）

清算人は会員総会において選任する。

### 第44条（財産の処分）

清算人は、就任の日より6ヶ月以内に財産処分の方法を定め、会員総会の議決を得なければならない。

### 第45条（解散後における会費の徴収）

本商工会議所は、解散後であっても、会員総会の議決を得てその債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することがある。

× × ×

（本定款は、登記所の登記した独文が法的正文となる）